

事後評価シート

県土整備部

番号	事業名 箇所名	市町村名	事業概要	事業期間			事業費 (百万円)	対象理由	事後評価の結果 2	総合評価	担当課	特記事項
				着手	1 再評価	完成						
	海岸事業 住吉海岸	宮崎市	延長 L=3,570m	S57	H20	H23	4,743	<p>【事業の目的】 緩傾斜護岸と離岸堤の整備による海岸侵食の防止と被害の軽減。</p> <p>【事業効果の発現状況】 緩傾斜護岸施工においては、海岸侵食の進行が抑えられているが、護岸完成時にあった前浜の侵食が進んでいる。 砂浜の回復を目的とした南側の離岸堤施工においては、一部砂浜が形成され整備効果が認められる。 なお、平成20年度からは国による対策が実施中であり、その施設と一体となった効果の発現状況に関し、今後経過観察が必要である。</p> <p>【事業による環境の変化や環境保全】 浜幅の回復を目的とした離岸堤施工においては、一部砂浜の形成がみられる。</p> <p>【施設の維持管理状況】 毎年、年度当初に目視による安全利用点検を実施し、護岸や離岸堤の施設について、適正に管理している。</p> <p>【今後の事業評価の必要性】 県による整備の実施後、新たに国による整備が始まったが、県事業区間への影響も考えられるため、国による整備完了後、事業評価実施の有無に関する検討が必要である。</p> <p>【改善措置の必要性】 当該区間の改修により、海岸侵食に対する保全に関して、一定の効果が得られているが、砂浜の状況等の変化次第では、改善措置の検討が必要である。</p> <p>【同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性】 特になし。</p>	一定の事業効果が認められる。	河川課		

(対象理由) 全体事業費が基準額以上であり、かつ事業完了後一定期間が経過した事業再度、事後評価の必要があると判断した事業

- 1 再評価の実施年度については、直近のものを記載すること。
- 2 事後評価の際には、出来る限り客観的な数値を記載すること。